

公布された条例のあらまし

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（条例第 29 号）

1 佐賀県県税条例の一部改正関係

- (1) 個人の県民税について、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く。）を非課税措置の対象とすることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 30 条の 2 関係）
- (2) 個人の県民税について、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、ひとり親控除を適用することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 32 条関係）
- (3) 発電・小売電気事業に係る収入金額による外形標準課税について、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れるとともに、税率を見直すこととした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 47 条、第 47 条の 2 及び第 49 条関係）
- (4) 重量比例課税が適用されている 1 本当たりの重量が 1 グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本相当とする本数課税方式へ段階的に見直すこととした。（条例第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の第 72 条関係）
- (5) 法人の県民税及び法人事業税について、国税における連結納税制度の見直しに伴い、所要の改正を行うこととした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 41 条、第 42 条及び第 48 条関係）
- (6) その他所要の改正を行うこととした。

2 佐賀県県税条例の一部を改正する条例（令和元年佐賀県条例第 4 号）について、所要の改正を行うこととした。（条例第 4 条関係）

3 佐賀県森林環境税条例について、所要の改正を行うこととした。（条例第 5 条関係）

4 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。